

令和8年度 有害大気汚染物質等調査結果 (○○小学校)

		令和8年度 調査結果													環境基準	指針値	二重測定結果	
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均値	最低値	最高値		
アクリロニトリル	μg/m ³	測定値 定量下限値 検出下限値															—	2
アセトアルデヒド	μg/m ³	測定値 定量下限値 検出下限値															—	120
塩化ビニルモノマー	μg/m ³	測定値 定量下限値 検出下限値															—	10
塩化メル	μg/m ³	測定値 定量下限値 検出下限値															—	94
クロム 及び三価クロム化合物	μg/m ³	測定値 定量下限値 検出下限値															—	—
六価クロム化合物	μg/m ³	測定値 定量下限値 検出下限値															—	—
クロロホルム	μg/m ³	測定値 定量下限値 検出下限値															—	18
酸化エチレン	μg/m ³	測定値 定量下限値 検出下限値															—	—
1, 2-ジクロロエタン	μg/m ³	測定値 定量下限値 検出下限値															—	1.6
ジクロロメタン	μg/m ³	測定値 定量下限値 検出下限値															150	—
水銀 及びその化合物	μg/m ³	測定値 定量下限値 検出下限値															—	0.04
テトラクロロエチレン	μg/m ³	測定値 定量下限値 検出下限値															200	—
トリクロロエチレン	μg/m ³	測定値 定量下限値 検出下限値															130	—
トルエン	μg/m ³	測定値 定量下限値 検出下限値															—	—
ニッケル化合物	μg/m ³	測定値 定量下限値 検出下限値															—	0.025
ヒ素 及びその化合物	μg/m ³	測定値 定量下限値 検出下限値															—	0.006
1, 3-ブタジエン	μg/m ³	測定値 定量下限値 検出下限値															—	2.5
ペリトリル 及びその化合物	μg/m ³	測定値 定量下限値 検出下限値															—	—
ベンゼン	μg/m ³	測定値 定量下限値 検出下限値															3	—
ベンゾ[a]ピリド	μg/m ³	測定値 定量下限値 検出下限値															—	—
ホルムアルデヒド	μg/m ³	測定値 定量下限値 検出下限値															—	—
マンガン 及びその化合物	μg/m ³	測定値 定量下限値 検出下限値															—	0.14

(備考) 表示 : 検出下限値以上、定量下限値未満の値には※を表示。検出下限値未満の場合は、検出下限値の1/2の値にNDと表示。

平均値 : 検出下限値以上定量下限値未満の値はそのままの値を用い、検出下限値未満の値は検出下限値の1/2の値を用いて算出した。

環境基準 : 環境基本法に基づき設定される、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準

指針値 : 有害性評価に係るデータの科学的信頼性において制約がある場合も含めて検討された、環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るために指針となる数値